

## 「地盤嵩上げにより想定浸水深 3m 未満となる地盤面」の判断例

### 【判断例①】 現地の測量結果により計画地盤面の高さを判断する



(浜松市防災マップ：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/index.html>)

1. 防災マップにより申請敷地の想定浸水深が 3m 以上であることを確認する。
2. 申請敷地の近隣（おおむね 500m の範囲）の道路面で、想定浸水深が 3m 未満であるポイントを防災マップで確認し、現地で現況の道路面の高さを測量する。
3. 申請図面に示す計画地盤面の高さが、2 で測量した道路面の高さより高ければ「地盤の嵩上げにより想定浸水深 3m 未満となる地盤面」とであると判断する。

#### 【申請時の記載・添付書類の内容】

- 案内図又は配置図に測量した道路面の高さ及び計画地盤面の高さを記載
- 想定浸水深が表示されている防災マップの写しに申請敷地及び道路面の高さ測点を記載したもの

【判断例②－1】 道路面の標高値により計画地盤面の高さを判断する



(重ねるハザードマップ : <https://disaportal.gsi.go.jp/>) →井伊谷川の浸水情報が反映されていない

1. 重ねるハザードマップにより申請敷地の想定浸水深が3m以上であることを確認する。
2. 敷地の**前面道路**で右クリックし、画面左下に表示される標高値を確認する。
3. 申請敷地の近隣（おおむね500mの範囲）で、想定浸水深が3m未満であるポイントを重ねるハザードマップで確認し、そのポイントで右クリックし、画面左下に表示される標高値を確認する。
4. **敷地の前面道路を基準とし**、申請図面に示す計画地盤面の標高値が、3で確認した標高値より高ければ「地盤の嵩上げにより想定浸水深3m未満となる地盤面」とであると判断する。

【申請時の記載・添付書類の内容】

- 案内図又は配置図に確認した道路面の標高値及び計画地盤面の標高値を記載
- 申請敷地の想定浸水深及び標高値が表示されている重ねるハザードマップの写し
- 道路面の想定浸水深及び標高値が表示されている重ねるハザードマップの写し

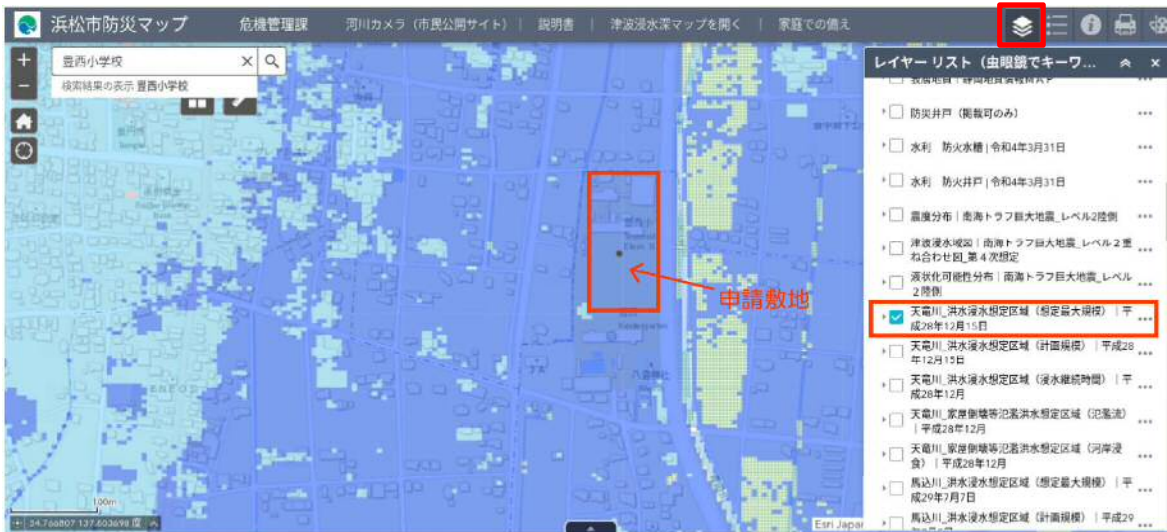
## 【判断例②－２】 民地の標高値により計画地盤面の高さを判断する

①申請地の想定浸水深が 3.0m～5.0m である場合を考えます。

(浜松市防災マップ： <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/index.html>)

今回は、下記の敷地を申請敷地として手続きを進めてみます。

申請地は天竜川の浸水想定区域であるため、右側にある「天竜川ー想定最大規模」のレイヤーへチェックを入れます。



②申請地から 500m 以内で、想定浸水深が 3.0m 未満となる地点を探します。

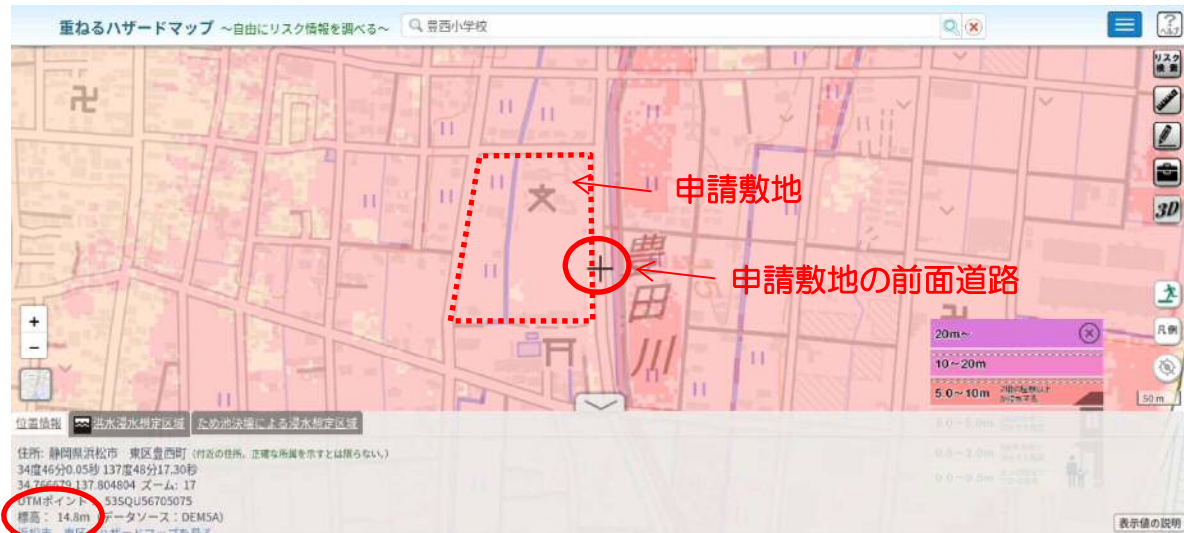
今回は、申請地西側の A 地点が想定浸水深 3.0m 未満のため、A 地点と比較します。

下図のア→イの順に選択し、申請敷地と A 地点の距離がおおむね 0.5km 以内であることを確認します。





- ③重ねるハザードマップを開き、申請地前面道路の標高値を確認します。(画面左下です。)  
今回の申請地前面道路の標高値が、「14.8m」と分かります。  
(重ねるハザードマップ：<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

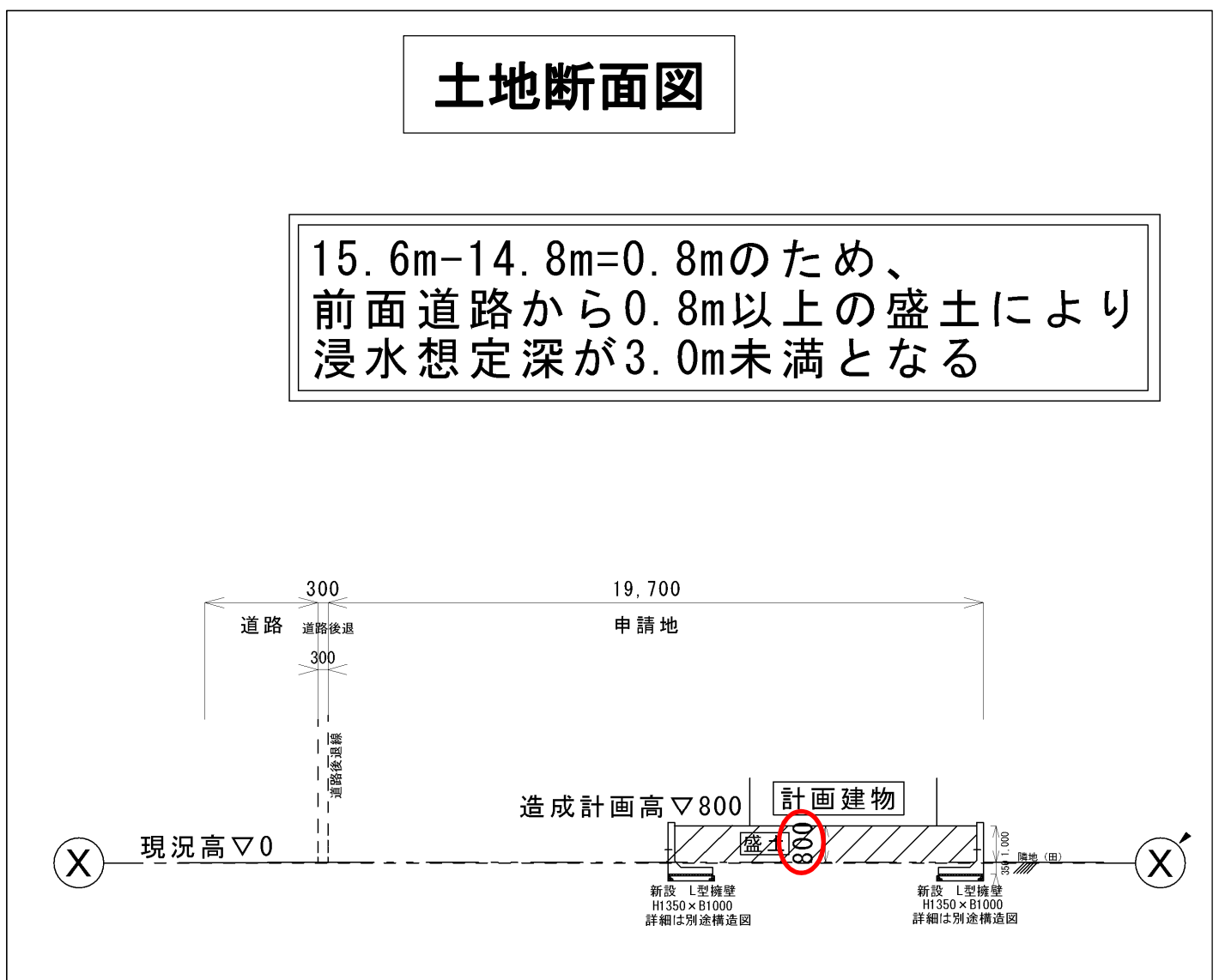


- ④次に、②で探した想定浸水深が3.0m未滿となる地点の標高値を調べます。  
A地点の標高は「15.6m」と分かります。



⑤③と④で調べた標高値を比較し、浸水想定深が 3.0m 未満となるために必要な嵩上げ高を確定させます。  
今回のケースでは、浸水想定深が 3.0m 未満となるために④15.6m－③14.8m＝0.8m の嵩上げが必要です。  
※申請地の前面道路との標高値比較のため、今回の場合は前面道路よりも 0.8m 以上嵩上げが必要となります。

⑥都市計画法申請時に提出する土地断面図に、前面道路から 0.8m 以上盛土してあることを記載します。  
また、断面図の上部に、⑤で計算した浸水想定深が 3.0m 未満となる根拠も併せて記載します。



⑦以上で書類作成は完了です。  
都市計画法申請時に、今までの手順で作成した②、③、④、⑥の書類を、  
その他の資料とともにご提出ください。